

兵高教組 調査情報 2017年6月29日 5号

兵庫県高等学校教職員組合調査部

TEL : 078-341-6745
FAX : 078-351-3185
URL : <http://www.hyogo-kokyoso.com>
mail : honbu@hyogo-kokyoso.com

期末勤勉手当 6月30日支給 昨年度より0.05月分増で2.075月分 (再任用者は0.025月アップで1.05月分)

6月30日(金)に夏期一時金が支給されます。支給月数は、昨年6月期より0.05月増の2.075月(再任用職員は、0.025月増の1.05月)の支給となります。

これは、昨年度の確定闘争の成果で、月給40万円の方で考えると、ざっと2万円がアップします。(地域手当や扶養手当によって差があります。下の表を参照)

しかし、アップしたのは勤勉手当で、下記のように勤務成績により差が生じます。

◆一時金支給月数

	期末手当	勤勉手当	一時金合計
再任用以外	1.225	0.85	2.075
再任用	0.65	0.40	1.05

増加分は、すべて勤勉手当

今回アップした0.05月分(再任用者は0.025月分)はすべて勤勉手当です。勤勉手当の性格上、成績率が反映されます。

再任用以外の場合で言うと、左の表にある通り、平均すれば0.85月分となるのですが、そのうち0.03月分は査定分にまわされています。つまり、ほとんどの人(勤務成績「良好」の人)は、 $0.85月 - 0.03月 = 0.82月$ となり、この0.03月分を集めて勤務成績が「特に優秀」「優秀」の人へまわしているのです。

高教組は、一時金を期末手当に一本化し、成績による差別支給をなくすよう要求しています。

※実際の勤勉手当

	勤務成績		
	特に優秀	優秀	良好
再任用以外	1.050	0.935	0.820
再任用		0.420	0.385

上の表は原資平均で、再任用以外の場合で言うと全員に0.85月分が出るわけではありません。実際には、勤務成績により下の表のようになります。

※再任用者の支給割合

今年度から再任用者にも成績率が導入されました。「優秀」「良好」の2区分です。

「空白の一日」による不利益を解消せよ!

常勤講師は、前年度から事実上継続任用となっている場合でも、「空白の一日」によって基準日の6月1日までの6ヶ月間は、在職期間が1日足りず6ヶ月未満となってしまう、期末手当が満額支給されません(勤務期間5月以上6月未満で満額の80%支給)。

高教組は、「空白の一日」によって常勤講師が被る不利益を解消するよう要求しています。

★自分で夏の一時金の額を計算してみましょう!★

(6月1日現在で在職期間6箇月の、再任用以外の職員の場合)

期末手当 = { 給 + 扶 + 地扶 + (給+地) × 職務加算率 } × 1.225

勤勉手当 = { 給 + 地 + (給+地) × 職務加算率 } × 0.82(良好) < 優秀は × 0.935 >

給 : 給料(調整額) 扶 : 扶養手当

地扶 : 扶養手当を算定基礎に含む地域手当... (給+扶) × (地域手当支給率)

地 : 扶養手当を算定基礎に含まない地域手当... 給 × (地域手当支給率)

職務加算率

5% ... 教育職1級63号給以上・教育職2級55号給以上・行政職4~6級
技労職87号給以上

10% ... 教育職2級141号給以上・教育職3級・行政職7級など

《地域手当の支給率》

9.25% ... 神戸、尼崎、西宮、芦屋、伊丹、宝塚、川西、明石

6.25% ... 姫路

4.25% ... その他の地域

※本来は、10.75%、7.75%、5.75%ですが、県「行革」で1.5%を値切られています